

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会

設立総会・第1回総会



日時：令和6年9月26日（木）19時から

場所：高鍋商工会館1階 大会議室

日本のひなた宮崎国スポ[♂]高鍋町実行委員会

設立総会・第1回総会資料 目次

<設立総会>

・会次第	…1
・説明事項1 第81回国民スポーツ大会の概要について	…2
・説明事項2 第81回国民スポーツ大会に向けたスケジュールについて	…5
・第1号議案 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町実行委員会の設立について	…6
・第2号議案 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町実行委員会会則(案)について	…7
・第3号議案 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町実行委員会委員・役員等の委嘱について	…10

<第1回総会>

・会次第	…11
・第1号議案 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町開催基本方針(案)について	…12
・第2号議案 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町実行委員会令和6年度事業計画(案)について	…13
・第3号議案 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町実行委員会令和6年度収支予算(案)について	…14
・第4号議案 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町実行委員会総会から専門委員会への委任事項(案)について	…15

<その他>

・報告事項 日本のひなた宮崎国スポ [♂] 高鍋町実行委員会事務局規程について	…16
・参考 日本のひなた宮崎国スポ [♂] ・障スポ競技会場	…19

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会

設立総会

会次第

- 1 開会
- 2 高鍋町長あいさつ
- 3 仮議長選出
- 4 説明事項
 - (1)第81回国民スポーツ大会の概要について
 - (2)第81回国民スポーツ大会に向けたスケジュールについて
- 5 議事
 - ・第1号議案 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会の設立について
 - ・第2号議案 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則(案)について
 - ・第3号議案 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会委員・役員等の委嘱について
 - ・第4号議案 その他
- 6 その他
- 7 閉会



第81回国民スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

2 名称等の変更について

「国民体育大会」は、令和6年度に佐賀県で開催される第78回大会以降、「国民スポーツ大会」に名称変更され、略称も「国体（こくたい）」から「国スポ（こくすぽ）」となります。

	旧	新
大会名称	国民体育大会	国民スポーツ大会
略 称	国体（こくたい）	国スポ（こくすぽ）
英語表記	NATIONAL SPORTS FESTIVAL	JAPAN GAMES

3 主催

大 会 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各 競 技 会 日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

4 大会会期、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

大会会期 令和9年（2027年）9月26日（日）～10月6日（水）（11日間）
※競技別の会期は令和6年12月までに決定

大会名称 第81回国民スポーツ大会

大会愛称 **日本のはなた宮崎 国スポ**
スローガン **つむ
紡ぐ感動神話となれ**

マスコット 『みやざき犬』



【参考】令和元年：茨城国体 令和2年：鹿児島国体（延期） 令和3年：三重国体（中止）
令和4年：栃木国体 令和5年：鹿児島特別国体 令和6年：佐賀国スポ
令和7年：滋賀国スポ 令和8年：青森国スポ 令和9年：宮崎国スポ

5. 実施競技

<正式競技>（毎年実施競技36競技、隔年実施1競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

※隔年実施競技 ボクシング、クレー射撃のうち、宮崎大会ではボクシングを実施

<特別競技>（1競技）

高等学校野球（硬式及び軟式）

<公開競技>（7競技）

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

<デモンストレーションスポーツ>

県民の国spoへの参加機会をより多く設け、子どもからお年寄りまでスポーツに親しむきっかけづくりを目的としたレクリエーションスポーツです。

6. 大会参加者数（燃ゆる感動かごしま国体 実績）

（単位：人、延べ人数）

	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
大会全体	85,462	124,970	443,203	653,635
軟式野球	1,353	2,779	12,438	16,570
バドミントン	764	1,467	11,690	13,921

7. 高鍋町開催競技

<正式競技>

競技	種別	開催予定施設
バドミントン	全種別 (成年男女、 少年男女)	井上スポーツセンター 高鍋町総合体育館
軟式野球	成年男子	高鍋総合運動公園 MASUDAスタジアム

※軟式野球については6市町（延岡市、日向市、西都市、門川町、川南町、高鍋町）で共同開催します。

※競技別の会期は令和6年12月までに決定。

<デモンストレーションスポーツ>

競技	種別	開催予定施設
フレッシュグラウンド・ゴルフ	-	小丸河畔運動公園多目的広場



日本のひなた宮崎国スポ開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	高鍋町準備組織	高鍋町
令和 6 年度 2024 年 (開催 3 年前) 佐賀国スポ	◆開催及び会期決定 ◆競技別会期決定(12 月)	◆実行委員会設立及び 第 1 回総会 ◆専門委員会 (必要に応じて開催)	◆先催地視察等・準備状況 情報収集(隨時)
令和 7 年度 2025 年 (開催 2 年前) 滋賀国スポ		◆第 2 回総会 ◆専門委員会 (必要に応じて開催)	◆リハーサル大会実施本 部の設置
令和 8 年度 2026 年 (開催 1 年前) 青森国スポ	◆リハーサル大会開催	◆第 3 回総会 ◆専門委員会 (必要に応じて開催)	◆大会実施本部の設置
令和 9 年度 2027 年 (開催年) 宮崎国スポ	◆第 81 回国民スポーツ大 会開会	◆第 4 回総会 ◆専門委員会 (必要に応じて開催) ◆実行委員会解散	◆デモスポの実施 ◆本大会開催・運営

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会設立趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

このような国内最大規模のスポーツの祭典が、昭和54年以来、48年ぶりとなる令和9年に宮崎県で開催され、本町がバドミントン競技、軟式野球競技の会場となることは町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた町民の融和及び健康増進の推進に大きく寄与するものと考えられます。

また、各都道府県の選手団や大会関係者をはじめ、本町を訪れるすべての方々に「歴史と文教の城下町 たかなべ」をアピールする絶好の機会であり、大会開催に向けて町民一体となって取り組むことで、町全体の絆や連帯感をより一層深め「対話でつながる豊かで美しいまちづくり」の実現に向けて有意義なものになると期待されます。

このような意義ある大会を成功に導くため、町民や関係団体、行政が一体となって、開催準備に取り組む必要があり、町民の総力を結集し、ここに各界の代表者の参画を得て、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会」を設立し、諸準備に万全を期すものであります。

令和6年9月26日

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則（案）

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は高鍋町において開催される大会に関する事項の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること。
- (2) 大会等の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 大会等の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、役員及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高鍋町を代表する者
- (2) 高鍋町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、高鍋町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役

職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 専門委員会
- (総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会等の開催基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 専門委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から委任又は付託された事項について調査審議し、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。
- 4 前各号に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができます。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高鍋町教育委員会内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高鍋町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の令和6年度における会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和7年3月31日までとする。

日本のひなた宮崎国ス高鍋町実行委員会委員・役員等（案）

(敬称略・順不同)

	役職	選出区分	所属団体	役職	氏名
1	会長	町関係	高鍋町	町長	黒木 敏之
2	副会長	町関係	高鍋町	副町長	小山 圭一
3		町関係	高鍋町教育委員会	教育長	奥村 昌美
4		町議会	高鍋町議会	議長	永友 良和
5		スポーツ	高鍋町スポーツ協会	会長	小泉 桂一
6	委 員	スポーツ	高鍋町スポーツ推進委員協議会	会長	田中 律
7		スポーツ	高鍋町スポーツ少年団本部	本部長	笠 新也
8		スポーツ	NPO 法人 高鍋スポーツクラブ	理事長	小泉 桂一
9		産業	高鍋商工会議所	会頭	井上 博功
10		産業	高鍋町地場産業振興会	会長	橋本 善輝
11		産業	宮崎県農業協同組合 児湯地区本部	地区本部長	壹岐 浩史
12		観光	認定 NPO 法人 高鍋町観光協会	理事長	前田 邦安
13		福祉	社会福祉法人 高鍋町社会福祉協議会	会長	中武 功見
14		安全対策	宮崎県東児湯消防組合	消防長	瀬川 幸一郎
15		安全対策	宮崎県高鍋警察署	署長	杉村 昌俊
16		競技	宮崎県バドミントン協会	会長	相澤 潔
17		競技	宮崎県軟式野球連盟	会長	井料田 豊
18		競技	高鍋町グラウンド・ゴルフ協会	会長	中山 廣市
19		医療	一般社団法人 児湯医師会	会長	北村 洋
20		教育	高鍋町小中学校長会	会長	黒木 修志
21		教育	宮崎県立高鍋高等学校	校長	山尾 典子
22		教育	宮崎県立高鍋農業高等学校	校長	高橋 寛
23		教育	宮崎県立農業大学校	校長	馬場 勝
24		地域	高鍋町自治公民館連絡協議会	会長	飯干 幹雄
25		衛生	宮崎県高鍋保健所	所長	椎葉 茂樹
26		県関係	宮崎県児湯農林振興局	次長	西野 修司
27	監 事	町関係	高鍋町代表監査員		三輪 見敏
28		町関係	高鍋町会計管理者		鳥取 和弘

【事務局】高鍋町教育委員会社会教育課

事務局長	社会教育課長	濱本 明俊
事務局次長	社会教育課長補佐	佐藤 英伸、平木 将司
事務局員	社会教育課社会体育係	田中 健士郎、河野 拓馬、三笠 俊史
アドバイザー	社会教育課	島埜内 遵

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会

第1回総会

会次第

1 開会

2 議事

- ・第1号議案

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催基本方針(案)について

- ・第2号議案

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会令和6年度事業計画(案)について

- ・第3号議案

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会令和6年度収支予算(案)について

- ・第4号議案

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会総会から専門委員会への委任事項(案)について

- ・第5号議案

その他

3 その他

4 閉会



日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催基本方針（案）

1 基本方針

日本のひなた宮崎国スポが開催されることは、町民のスポーツに対する関心を高め、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、町民の融和及び健康増進の推進に大きく寄与するものと考えられます。

開催にあたっては、本町の自然や歴史、産業、文化など多彩な魅力を見つめなおすとともに、将来へと引き継がれる貴重なスポーツ資源となるように大会終了後を見据えた取り組みを推進します。また、大会運営に関わる多様な主体の参画と協働により、「歴史と文教の城下町たかなべ」の多彩な魅力を全国に発信する大会運営を目指します。

2 実施目標

（1）協働でつくる心に残る大会

国民スポーツ大会の成功という目標に向けて町民、関係団体、行政など多様な主体の総力を結集し、協働による運営を行うとともに、喜びと感動を分かち合い、大会に関わる人々の心に残る大会を目指します。

（2）効率化及び創意工夫を凝らした大会

創意工夫により時代のニーズに沿った効率的かつ効果的な大会運営を図ります。

（3）高鍋町の魅力を全国に発信する大会

高鍋町の歴史や文化、産業、食など多彩な資源を生かし、訪れる方々をおもてなしの心であたたかくお迎えするとともに、本町の魅力を全国に発信することで地域のさらなる活性化につながる大会を目指します。

（4）スポーツの推進につながる大会

選手が十分に実力を発揮できる運営を目指すとともに、大会を契機に町民一人ひとりがスポーツへの関心や意欲を高め、競技スポーツ及び生涯スポーツへの推進につながる大会を目指します。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会
令和6年度事業計画（案）

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会令和6年度事業計画を次のとおりとし、円滑な準備業務に努める。

- 1 競技会の開催に向けた準備計画の作成
専門委員会設置に関する準備、専門委員会開催と各基本計画の策定
- 2 先催都市の準備状況等の調査及び研究
佐賀国スポ・滋賀国スポリハーサル大会の視察・情報収集、佐賀国スポ事業概要説明会の出席
- 3 関係機関及び競技団体との連絡調整
県実行委員会や県競技団体、共催市町との連携、各調査の対応
- 4 その他競技会の開催準備に係る事項の推進

9月	高鍋町実行委員会設立（9月26日）		各種調査対応 • 競技用具整備 • 運営経費 等	
10月	佐賀国スポ視察・情報収集			
11月	滋賀国スポリハーサル大会視察・情報収集			
12月	佐賀国スポ事業概要説明会出席・情報収集	専門委員会設置 に関する準備		
1月				
2月	第1回専門委員会開催と各種基本計画の策定 ◆総務・企画（スポーツ・産業・観光・福祉・地域・教育など） 開催推進総合計画、広報基本計画、町民協働基本計画、 歓迎・接伴基本計画など			
3月	◆競技・式典分野（スポーツ・競技団体・教育など） 競技運営基本計画、式典基本計画、施設整備基本計画など			
	◆宿泊・衛生分野（医療・衛生など） 宿泊基本計画、医事・衛生基本計画など			
	◆輸送・交通分野（安全対策・交通など） 輸送・交通基本計画、警備・防災基本計画など			

日本のひなた宮崎国スボ高鍋町実行委員会

令和6年度収支予算（案）

<収入の部>

(単位：千円)

科目	予算額	備考
負担金	667	高鍋町負担金
雑収入	1	預金利息、その他
合計	668	

<支出の部>

(単位：千円)

科目	予算額	備考
総務費	76	
事務局費	76	公印作成費、開催 P R ポロシャツ作成費、 その他消耗品費
開催推進費	591	
調査費	591	先催県事務局等の視察（佐賀県、滋賀県）
予備費	1	
合計	668	

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会
専門委員会への委任事項（案）

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則第11条第2項に基づく総会から専門委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び町民運動に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

日本のひなた宮崎国スボ高鍋町実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スボ高鍋町実行委員会会則（以下「会則」という。）第13条第2項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スボ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は高鍋町教育委員会社会教育課（以下「社会教育課」という。）に置き、事務局員として社会教育課職員を充てる。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (2) 会議の開催運営に関すること。
- (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。
- (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。
- (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(役職)

第4条 事務局に次の役職を置き、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ非常勤職員及び臨時職員等を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務は、高鍋町職員服務規程（平成6年12月16日訓令第10号）の例による。

第3章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の総会の招集に関すること。
- (2) 会議に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長の専決事項は、決裁規程（昭和39年2月15日訓令第2号）を準用し、課長の区分は事務局長の専決事項とする。ただし、会長が認めたものについてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

第4章 文書の取扱い

第10条 文書には、「国高実委」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならぬ。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

2 決裁文書には、次の各号に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の決裁を受けるもの 事務局長

3 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。

4 会則第17条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を高鍋町へ引き継ぐものとする。

5 前4項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、高鍋町文書取扱規程（平成14年8月15日訓令第11号）の例による。

第5章 公印

(公印)

第11条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体は、別表第2のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難いものについては、事務局長が別に定めるところによる。

第6章 旅費

(旅費)

第12条 職員がその職務のために旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額及び支給方法については、高鍋町職員等の旅費に関する条例（昭和43年6月15日条例第22号）及び高鍋町職員等の旅費に関する規則（昭和43年7月1日規則第4号）の例による。

(費用弁償)

第13条 実行委員会の委員等が会務のために旅行するときは、費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、会則第9条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、高鍋町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年6月15日条例第22号）の例による。

第7章 財務

(予算)

第14条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第15条 事務局長は、会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第13条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第16条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第17条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第18条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項について
は、高鍋町財務規則（昭和45年8月5日規則第12号）の例による。

第8章 補則

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て
事務局長が別に定める。

付則

この規程は、令和6年9月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	社会教育課長
事務局次長	社会教育課長補佐
事務局員	社会教育課社会体育係職員

別表第2（第11条関係）

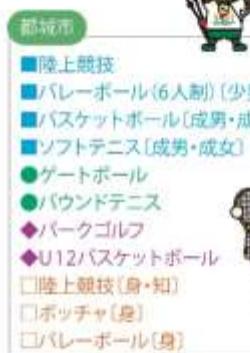
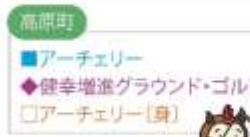
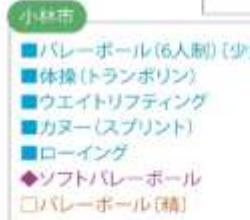
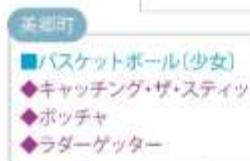
名称	形状	大きさ	書体
日本のひなた 宮崎国スポーツ 高鍋町実行委 員会会長之印	正方形	21ミリ角	隸書

にっぽん 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ競技会場



国民スポーツ大会 ■一式競技(37)・特別競技(1) ●…公開競技(6) ♦…デモンストレーションスポーツ(37)
全国障害者スポーツ大会 □…正式競技(14)

(成年)成年男子 [身]身体障がい者が出場できる競技
(成年)成年女子 [知]知的障がい者が出場できる競技
(少男)少年男子 [精]精神障がい者が出場できる競技
(少女)少年女子



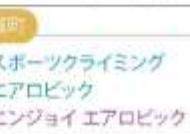
基町

■剣道
♦モルック
■水泳(オーブンウォータースイミング)
■/リレー(6人制)[成年]
■体操(競技・新体操)
■軟式野球 ■柔道
■ソフトボール[成年]
●武術太極拳
●パワーリフティング
♦3B体操 ♦ウォーキング
□フットソフトボール[知]
□バスケットボール[知]
□車いすバスケットボール[身]



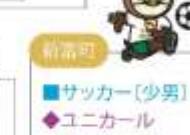
日向市

■バーレーボール(ビーチバレー)
■バスケットボール[少男・少女]
■軟式野球
■ソフトボール[少男・少女]
♦サーフィン
□ブラインドベースボール[身]



大河内町

■スポーツクライミング
●エアロビック
♦エンジョイ エアロビック
■ホッケー
♦enjoy T & F GP
♦ラジオ体操
♦アームレスリング



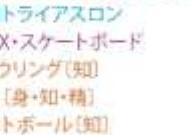
川南町

■軟式野球
■ウォーキング
■サッカー[少男]
♦ユニカール
□サッカー[知]



西米良村

■ウォーキング
♦ミュージックレクリエーション
■サッカー[成年]
■ハンドボール[成年・成女]
■馬術
♦ミニテニス



田富町

■フェンシング
♦スポーツエルネス吹矢
■水泳(競泳・水球・アーティスティックスイミング)
■ソフトボール[成年] ■テニス ■ライフル射撃
■ハンドボール ■ラグビーフットボール
■自転車(トラック) ■空手道 ■ソフトテニス[少男・少女]
■ボウリング ■卓球 ■ゴルフ ■トライアスロン
♦ラジオ体操 ♦少林寺拳法 ♦BMX・スケートボード
♦ピリヤード ■水泳[身・知] ■ボウリング[知]
□卓球(サウンドテーブルテニス含む)[身・知・精]
□フライングディスク[身・知] ■ソフトボール[知]



SNS、更新中！
フォローお待ちしています!!



日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会事務局
(高鍋町教育委員会社会教育課内)

〒884-0006 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8335 番地 2
TEL 0983-23-3701 FAX 0983-21-1681